

サンタクララバレー交通局 (VTA = Santa Clara Valley Transportation Authority) タイトルVI

組織が取り組むコミットメント

シリコンバレーの中心を占めるサンタクララ郡は、米国で最も革新的でクリエイティブな、多様性に満ちたコミュニティです。170 万人もの人口を擁しますが、郡内の半数以上の住民が、家庭で英語以外の言語を使用しています。これは、米国平均の 20%と比較して、相当高い比率です。

文化的背景を異にする利用者に支えられている現実に鑑み、すべての人を受け入れる効果的なコミュニケーションのツールと方法によって、VTA は積極的に方針、サービス、計画を提供できると確信し、それに基づくサービス機会の提供と義務の履行を認識しています。これを確実に実行にすることにより、人種、皮膚の色、出身国によって、何人も交通サービス、計画、および情報の利用から排斥されないようにします。

VTA は、低所得者、マイノリティ、英語が不自由な人に対して、サービス、プロジェクト、および活動を提供し、英語が不自由な人 (LEP) および環境正義に関するタイトル VI と大統領令の目的の達成に取り組みます。

VTA はタイトル VI の規制条項に準拠すべく、鋭意努力しています。タイトル VI と LEP に関連する方針作成、訓練、規制遵守、差別禁止方針のレポートとモニターなどの管轄と管理は、公民権部が一元的に行う組織構成を取っています。各部門すべての従業員が、タイトル VI プログラムの成功に向けて、一致協力していきます。

タイトル VI に関して、VTA は以下を実行します。

- 人種、皮膚の色、出身国の如何を問わず、提供する交通サービスの水準と品質を守ります。
- マイノリティや低所得者を対象にした計画および活動の社会と経済への影響も含め、健康と環境に対して過度に偏った脅威を突き止めて適切に対処します。
- 交通政策の意思決定に、影響を受けるすべての住民の公平な参加を促進します。
- マイノリティや低所得者が恩恵を得ることができる計画と活動の拒絶、縮小、遅延を防止します。
- 英語が不自由な人が、計画と活動に有意義に関与する方法を確実に提供します。

公示

サンタクララバレー交通局 (VTA = Santa Clara Valley Transportation Authority) は、1964 年制定の公民権法第六編 (タイトル VI) とそれに関連するすべての法規の完全な順守を保証する方針を公示します。タイトル VI は、アメリカ合衆国においては何人に対しても人種、皮膚の色、出身国などの理由で、VTA のプログラムや活動に関して、参加の排斥や恩恵の拒否、その他の差別行為を行うことを禁じています。

VTA のタイトル VI およびその他の非差別義務に関する詳細、または VTA の交通サービス、プロジェクト、および調査に関するお問い合わせは、カスタマー・サービスセンターまでご連絡ください。電話: (408) 321-2300、テキスト電話: (408) 321-2330、電子メール: customer.service@vta.org がご利用いただけます。情報文書は、英語以外の言語版も用意されているほか、障害者が利用可能な形式でも提供されています。

VTA のプログラムや活動への参加からの排斥、それらから受ける恩恵の拒否、またはその他の差別行為を受けたと確信し、その差別が人種、皮膚の色、出身国などの理由によってなされていると確信する方は、正式な苦情の届出をすることができます。この非差別保護に関する措置は、VTA が契約を行う第三者請負業者の活動およびプログラムも対象となります。

VTA または第三者請負業者に対する苦情は、本書の下に掲載されているタイトル VI 苦情届出書を使用して書面で届出を行うことができるほか、(408) 321-5571 に電話をして届出を行うこともできます。記入と署名を済ませた届出書は、下記の宛先に郵送してください。

Title VI Coordinator
Office of Civil Rights
Santa Clara Valley Transportation Authority
3331 North First Street, B-1
San Jose CA 95134

書面で届出を行うことができない場合は、口頭での届出も受理され、内容はタイトル VI コーディネータが書き写します。口頭で届出を行う場合は、(408) 321-5571 に電話をかけてください。届出は、差別のあった日 (もしくは最後に起きた日) から 180 日以内に行わなければなりません。

また苦情の届出は、雇用均等委員会 (EEOC = Equal Employment Opportunity Commission) www.eeoc.gov、連邦公共交通局 (FTA = Federal Transit Administration) www.fta.dot.gov、州公正雇用住宅部 (DFEH = Department of Fair Employment and Housing) www.dfeh.ca.gov に対して直接行うこともできます。タイトル VI の届出に関する詳細は、これら各機関の Web サイトをご参照ください。

苦情申し立ての手順

サンタクララバレー交通局(VTA = Santa Clara Valley Transportation Authority)は、当局が管理するすべての交通サービスの利用権利を市民の皆様に等しく提供しています。VTA は日ごろから、すべての市民が持つ交通サービスの利用権利を自ら認識していただくことに努めています。当サイトは、市民の皆様に VTA のプログラムやサービスの利用権利を保護する公民権法の1つである 1964 年制定の公民権法第六編(タイトル VI)の関連事項を理解していただくことを目的とした教育ツールとして作成されました。

タイトル VI とは？

タイトル VI は、1964 年に制定された公民権法第六編のことであり、「アメリカ合衆国において連邦補助金を受ける事業を行う上で、何人に対しても人種、皮膚の色、出身国などの理由で排斥や恩恵否定などの差別行為を行うことを禁じる」と謳っています。タイトル VI では性的差別に関しては触れていません。人種、皮膚の色、出身国についてのみ言及しています。その他の公民権法では性的差別が禁じられています。

英語が不自由な人 (LEP) とは？

母国語として英語を使用していない人で、英語の読み書き、会話、理解力が限られている人 (LEP) のことを指します。このような人は特定のサービス、恩恵、出来事に関する言語支援を受ける権利が適用される可能性があります。

英語の読み書き、会話、理解力のレベルに応じた対応は、出身国による差別の一種となる可能性があります。

苦情を申し立てるには？

人種、皮膚の色、出身国により VTA に差別的対応を受けたと感じた場合は、VTA のタイトル VI コーディネーターに苦情を申し立てる権利があります。苦情は差別を受けた日から 180 日以内に申請する必要があります。

苦情申請方法

最善の方法は、タイトル VI 苦情申請書を使用して書面で申し立てる方法です。申請書の送付先は次のとおりです：

Title VI Coordinator
Office of Civil Rights
Santa Clara Valley Transportation Authority
3331 North First Street, B1
San Jose, CA 95134

口頭による申し立ては、タイトル VI コーディネーターにより受け付けられ、書面化されます。口頭による申し立てを行う場合は、(408)321-5571 へ電話し、タイトル VI コーディネーターに依頼してください。苦情は、雇用機会均等委員会 (EEOC = Equal Employment Opportunity Commission) www.eeoc.gov、連邦公共交通局 (FTA = Federal Transit Administration) www.fta.dot.gov、州公正雇用住宅部 (DFEH = Department of Fair Employment and Housing) www.dfeh.ca.gov などの他の政府機関にも申し立てることができます。タイトル VI の苦情申請に関する詳細は各機関のウェブサイトをご参照ください。

苦情を VTA および他の政府機関に同時に申し立てる場合は、他の政府機関に対する苦情が VTA に対するものよりも優先されます。VTA への苦情は、他の政府機関が調査を行う間、保留扱いとなります。

調査

正式に苦情が申請されてから 10 日以内にタイトル VI コーディネーターが申請者に通知し、調査が開始されます（最初に、または同時に他の政府機関を通して苦情申請が行われた場合を除く）。

調査は、どの VTA の部門に対しても実施されます。調査はまた、人事部門と連携し、彼らのアドバイスに従って行われます。

問題を明確にするため、すべての関係者との間で話し合いが行われる場合もあります。苦情は、弁護士または申請者の代理人により示され、証人を出席させて証言させたり、証拠を提示したりする場合もあります。

調査は、正式な苦情申請を受領してから実施され、60 日以内に結審します。

受領したすべての情報を基に、タイトル VI コーディネーターが調査報告書を作成し、最高責任者に提出します。

申請者は期限である 60 日以内に最終結審に関する通知書を受け取ります。調査の大半は 30 日以内に結審します。

申請者は上訴する権利について通知されます。上訴は、連邦公共交通局、雇用機会均等委員会、公正雇用住宅省にも申請することができます。



SANTA CLARA

Valley Transportation Authority

タイトル VI 苦情届出書

サンタクララバレー交通局 (VTA = Santa Clara Valley Transportation Authority)
公民権部

VTA は、1964 年制定の公民権法第六編(タイトル VI)改訂版で禁止されている人種、皮膚の色、出身国などの理由で、何人に対しても VAT のサービスに関して、参加を排斥したり、サービスの恩恵を拒否したりすることがないよう全力を尽くしています。タイトル VI に関する苦情は、差別のあった日から 180 日以内に届け出なければなりません。

苦情を処理するためには、下記の情報が必要です。この届出に記入するのうえで支援が必要な場合は、(408) 321-5571 に電話をかけ、タイトル VI コーディネーターにご連絡ください。記入済みの届出書は、次の宛先に郵送してください。VTA Office of Civil Rights, Title VI Coordinator, 3331 North First Street, Building B-1, San Jose, CA 95134.

Form with fields for: あなたの氏名、住所・番地、電話番号、その他の電話番号、市、州、郵便番号、差別を受けた人 (届出の本人以外の場合)、氏名、住所・番地、市、州、郵便番号

差別の理由は、次のどれに該当しますか(該当するものすべてを丸で囲んでください)。

- 人種
皮膚の色
出身国(英語の不自由さ)

差別が起きた日:

差別のあった出来事を説明してください。わかる場合は、事件に関与した VTA 職員すべての名前と役職を記入してください。何が起こったのか、出来事の内容のほか、誰が責任を負うべきかについても説明してください。記載欄が足りない場合は、本届出書の裏面もご使用ください。

Two horizontal lines for text entry.

タイトル VI 苦情届出書

サンタクララバレー交通局 (VTA = Santa Clara Valley Transportation Authority)
公民権部

差別のあった出来事を説明してください(続き) _____

当公民権部以外に、他の連邦、州、地元の機関に苦情を届出を行いましたか。(どちらかを丸で囲んでください) : はい / いいえ
はいの場合は、届出を行った機関と連絡先を下記に記載してください。

機関名:	担当者名:
住所・番地、市、州、郵便番号:	電話:

機関名:	担当者名:
住所・番地、市、州、郵便番号:	電話:

私は、上記の告発内容を読み、私の最大限の知識、情報、信念に基づき、真実であることをここに確認します。

届出人の署名:	日付:
---------	-----

届出人の名前は、活字体で記入するか、またはタイプしてください。

VTA Office Use Only:
Date Received: _____
Received By: _____

タイトル VI/LEP 連絡先リストに関する地域のご協力をお願い

VTA(サンタクララバレー交通局)は、1964年制定の公民権法第六編(タイトル VI)を順守し、すべての人に対して、VTAの交通サービスおよび情報への非差別的かつ公平なアクセスを提供します。VTAは、連絡に用いる郵送リストを保持しています。この郵送リストは、身体障害者、マイノリティ、低所得者、または英語が不自由な人(LEP)にサービスを提供する組織に対して、交通機関の提案されているプログラムや変更に関して必要な通知を行うために使用するものです。VTAは、組織または個人が、自らの意思で、この郵送リストに連絡先をご提供くださることをお願いしています。[online form \(http://apps.vta.org/title6/\)](http://apps.vta.org/title6/)にあるフォームに英語でご記入のうえ、郵送リストへの追加を行ってください。ご質問などは、VTAまでお問い合わせください。電話:(408) 321-2300、テキスト電話:(408) 321-2330、電子メール:customer.service@vta.orgがご利用いただけます。